

### 第三者評価結果

事業所名：明日葉保育園金沢文庫園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画は、児童憲章、児童福祉法、児童の権利に関する条約、保育所保育指針などの趣旨をとらえて、法人の保育理念、保育方針にもとづき、法人が原案を策定しています。園では保育に関して、年度末に実施している職員会議で次年度の取り組む課題について話し合い、「全体的な計画」に反映させています。次年度への保育や園の活動内容に関する話し合いについての記録は残していませんが、保育に関わる職員が参加して作成しています。子どもの心身の発達に沿って、子どもの自主性を育むよう留意しています。保護者への支援や保育を支える職員育成にも力を入れています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 日々、室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切な状況を保持するように努めています。建物も新しく南向きに面しており、明るい採光を取り入れています。各クラスでは換気も行い、加湿器を設置し、適切な環境となっています。乳児クラスでは食事するスペースと昼寝をするスペースをぬくもりのある木材を用いて仕切り、やさしい環境づくりに取り組み、子どもたちも馴染んでいます。施設はバリアフリー構造とし、床は緩衝材付きのフローリング仕様とし、子どもたちは園内では裸足で活動しています。トイレも広く、プライバシーに配慮して各トイレには扉がつけられています。消毒については随時行っており、清潔を保持しています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 子ども一人ひとりの発達過程や家庭状況に応じて、その背景を考慮したうえで子どもと適切な関わりが持てるよう取り組んでいます。入園時に保護者が提出した児童調査票、健康調査票、生活調査票や個別面談からの情報をベースに、入園後の職員との関わりや観察などを通じて子どもの個人差を把握し、尊重しています。1歳児の指導計画の中で、健やかに伸び伸びと育つことを目指すために、子どもの欲求や気持ちなど、一つひとつ丁寧を受け止めて援助するように努めています。子どもの理解を深めるため、ドキュメンテーションを試行的に実施しています。子どもへの言葉遣いについて命令口調や呼び捨てになっていないか絶えず振り返ることが望まれます。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 一人ひとりの子どもの発達に合わせて生活に必要な基本的な生活習慣が身につけられるように、個々にあった目標を設定して必要に応じて援助しています。散歩など外から帰ったら「手洗いやうがいをする」と「いただきます」と声をかけて食事することなど、基本的な生活習慣を身につけることの大切さを子どもに理解できるよう働きかけています。3歳児では食事、排せつ、睡眠、衣服の着脱などの生活に必要な習慣を、援助しながら身につけられるようにしています。4歳児では自分でできることに喜びを感じながら、健康、安全など基本的な習慣を次第に身につけられるようにしています。5歳児では体や病気に関心を持ち、健康な生活に必要な基本的な習慣が身につけられるようにしています。保護者に園で行っていることを伝えたり、アドバイスをし、家庭と連携して進めるよう努めています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備しています。年長クラスでは、子どもの興味や関心のあるものを保育に取り入れ、活動や遊びに関してもルールを含め子ども同士で相談しあって決めるサークルタイムを設けています。戸外で遊ぶ時間を積極的に取り入れ、子どもの年間の歩行目標として、年齢×1キロを設定して取り組んでいます。散歩では自然にふれあう機会もあり、2歳児クラスでは草に興味を覚えて、疑問に思ったことを質問したり、あとで調べたりしています。年長クラスではサークルタイムで話し合い、「買い物ごっこ」を提案して手作りのキャッシュレス決済箱を使いながら遊びました。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び、環境を工夫しています。玩具について子どもが出しやすいように低い位置に置き、興味と関心を持つことができるよう配慮しています。言葉では伝えられないので、表情やスキンシップを通じてコミュニケーションを図り、愛着関係や信頼関係がつかれるようにしています。また、保育生活の中で子どもに「きれいにしようね」「お着替えしようね」など優しく言葉をかけながら一緒に行動するようにしています。コロナ禍であり、通常の保育参観の実施ができないことから、「デジタル保育参観」を企画し、園内の子ども様子の動画を情報発信ツールを利用して保護者に配信し、家庭との連携を密にするよう工夫しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 1歳以上3歳児未満児の保育においては、一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重しています。子どもの気持ちを否定しないように配慮し、必要に応じて援助したり、代弁して受容し、安心して気持ちを表現できるようにしています。子ども同士で玩具などを取り合う場面では、お互いの気持ちを保育士が汲み取り子どもに伝えていきます。活動の切り替わりの際に、まだその活動を続けたい子どもに対しては「場所や時間」を確保して、保育士を配置し気持ちが満たされるように関わっています。戸外への散歩など外出する中で、子どもの疑問や関心を持つものを見つけられるように工夫しています。子どもが疑問や関心を持ったことについては保育の中に取り入れ、深掘りしてクラス全体で共有しています。さらに家庭との連携について適切に深めていくことが望まれます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 3歳以上の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、職員が適切に関わるよう努めています。3歳児は主体的に行動することを認められ、伸び伸びするよう取り組んでいます。4歳児は職員や友だちとの関わりを深め、集団で行動できるようになり、ハサミや手先を使って工作をしています。5歳児は子ども同士で話し合う機会を設けて、子どもの関心のあるものを保育に取り入れるようにしています。戸外遊びやごっこ遊びを通して、子どもたちの中で役割を決めて遊べるよう見守り、必要に応じて仲介するようにしています。サークルタイムなどの時間を設定して子ども同士でルールを決めたり、一つのテーマについて話し合い、一人ひとりが納得して遊べるように努めています。保育所児童保育要録などで就学先の小学校などに子どもの様子を伝えていますが、コロナ禍が沈静化した段階で、就学先の小学校との交流を深めていく機会を持つことが望まれます。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 建物や設備については、バリアフリー構造となっており、エレベーターや多機能トイレも設置され、車いすでの対応もできるように整備しています。障害のある子どもを受け入れた実績はありませんが、いつでも受け入れができる体制を整えています。職員は外部での障がい児保育研修や障がい児保育基礎講座を受講して、障がい児の保育に関する知識を習得し、研修レポートを作成して全体会議などで研修内容について情報共有しています。医療機関や地域の療育センターとの連絡体制も整えており、必要に応じて連携しています。園では要配慮児に対して一人でできないことを職員が援助するようにしています。保育生活のなかで、配慮が必要と思われる子どもがいらないか注意深く見守り、クラスの保育援助の際には柔軟な体制づくりに努めていくことが望まれます。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 園の開園時間は平日7時～20時です。長時間にわたる保育となるため、家庭での生活リズムを考慮しながら安心してゆったりと過ごせる環境を整えています。年齢が異なる子どもと一緒に過ごす場合、人数が多いときは座るスペースを十分に確保するように配慮しています。上のクラスの子どもの小さい子どもの面倒をみてもくれます。子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等を提供しています。クラス担任の職員は保護者とのコミュニケーションや連携を重視しています。シフトの関係で、クラス担任がその日の子どもの園での様子を直接保護者へ伝えられない場合は、保育日誌や口頭で、後番の職員への引き継ぎを徹底しています。引き継いだ職員と保護者とのコミュニケーションの中で、クラス担任に伝達が必要と思われることについてはメールで伝えています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 小学校への円滑な接続のためにアプローチカリキュラムを作成し取り組んでいます。職員は幼保小接続の研修に参加して、保育所児童保育要録を作成しています。5歳児の指導計画の中で、小学校以降の生活に慣れる準備をし、小学校の就学に向けて期待を持ちながら意欲的に行動することを目指して取り組んでいます。ハンカチ、ティッシュの持参や上履きの着脱、配膳の練習等を実施しています。コロナ禍の影響で、近隣保育園児童との交流や小学1年生との交流は実施していませんが、時期を見て実施に取り組むことが期待されます。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 感染症予防・まん延防止、嘔吐・下痢対応、SIDS防止の各マニュアルを整備しています。「入園のしおり（兼重要事項説明書）」には日々の健康管理について、登園の目安、予防接種、薬の取り扱いなどを定めると共に、健康管理年間計画や健康診断年間計画について明記しています。診断や治療を要する緊急時は、保護者へ連絡し、医療機関へ通院する旨を定めています。子どもの検温結果など日々の健康状態は保育日誌に記載し、周知を要する事項は昼礼で共有しています。既往症や予防接種の状況は、入園時に「健康調査票」を保護者から收受し、その後も保護者からの連絡により情報の更新を行っています。玄関には「予防接種連絡票」を置き、新たな予防接種時に記載を依頼しています。乳幼児突然死症候群については、午睡時のブレスチェックと0歳児にはうつ伏せ寝のセンサーも使用しています。保護者には掲示板や配信により注意喚起を図っています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 全園児に対し、園医による年2回の健康診断と歯科健診、年1回の身体測定を行っています。身長、体重、健康診断所見などの健康診断結果は「健康診断票」に記録しています。また、歯科健診結果は「歯科健康診査票」に記録し、それぞれ職員に周知しています。保護者に対しては、別途、健康診断結果及び歯科健診結果について、異常の有無を個別に配信し、受診が必要な場合は口頭でその旨を伝えています。健康診断による医師の助言内容は、必要に応じて保育の中で個々の対応に反映させています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 「アレルギー対応マニュアル」や厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」にもとづき対応しています。入園時に栄養士が相談にのり、除去食または代替食を提供しています。保護者には「除去食開始申請書」と「保育所におけるアレルギー疾患管理指導表」の提出を依頼し、除去食は医師の指示の下に行っています。家庭との連携の下、栄養士が毎月、献立の確認を行っています。アレルギー児には個別のトレイを用意し、必要に応じて他児と席を離し、職員が横についています。食事の配膳時には「アレルギーチェック献立表」を用い、調理、配膳、食事時に担当した調理職員、保育士がそれぞれチェック時刻を記入し、調理から提供まで計4回のチェックを行っています。緊急時に備え、近隣の消防署と連携し、保護者の了承を得てアレルギー児の情報を共有しています。職員会議でエピペンの使い方の実地研修も行いました。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 食育の目標として「食事の時間を楽しみと思えるようにする」を挙げています。子どもの気持ちを尊重し、苦手な食材を無理なく食べられる様に、三角食べや「居残り給食」を廃止しました。楽しい話をしたり、「おいしいね」と声をかけるなど楽しく食べられる雰囲気づくりを大切にしてきましたが、コロナ禍においては「黙食」としています。食育活動では、食材に興味を持てるよう調理前のまるごとの野菜や魚を紹介したり、クッキングも行っています。楽しく学び食べる意欲につなげるよう、食材を使用した科学も取り入れ、紫キャベツの茹で汁にレモン汁を入れて色の変化を楽しみながらハロウィンゼリーを作ったり、重曹を用いた缶みかん作りなども行いました。栄養士は毎月「給食だより」を発行し、食育の取組や季節の食材を紹介したり、お箸習得の取組をHP上に掲載しています。保護者に向けては、食事の保育ドキュメンテーションを部屋の入り口に掲示しています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの喫食状況を栄養士も把握し、食材のサイズ、量、調理方法について都度調理室と調整を行っています。子どもの残食状況を確認し、苦手なものを事前に減らすなどの工夫で、完食につなげるよう努めています。通常、調理員・栄養士は食事中に巡回し直接子どもの話を聞きますが、コロナ禍においては控えている状況です。献立には世界の料理を取り入れ、今年度は年間を通じて世界の麺料理を提供すると共に、壁に料理の写真や説明を掲示し、食への関心を高める工夫をしています。また法人の食育プロジェクト「みらいエナジー」の野菜のキャラクターにリンクさせた季節の食材によるメニューや、行事食、誕生会メニューなど食事が楽しめる工夫をしています。月1回の職員会議の中で給食会議も行き、各月の食育の取組についてや感染症対策などについて話し合っています。「衛生管理マニュアル」により衛生管理に努めています。</p>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 送迎時の会話や連絡ノート、面談の機会を通じて、保護者に保育内容や子どもの変化・成長を伝え、保護者から家での子どもの様子を聞くなど、互いに子どもの姿の共有に努めています。今年度からICTアプリ内の連絡ノートを使用し、0~2歳は毎日、3~5才は必要に応じてやりとりをしています。そのほか、園からケガや病気などの緊急連絡や、保護者から遅刻、欠席、早退等の連絡時にアプリを使用し、利便性を高めています。クラス担任との個人面談は、6月と1月の年2回ほか、必要に応じて行っています。保護者懇談会は年2回行い、5月は1年間の流れの説明を、2月は1年間の振り返りや進級・就学に向けて保護者に協力を依頼しています。コロナ禍により開催が困難でしたが、今年度は、オンラインによる実施を検討中です。毎月発行の「あしたばだより」では月間予定、感染症への注意喚起、各クラスの保育の様子や子どもの姿を発信しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 送迎時など、日々のコミュニケーションにより保護者との信頼関係を築くように努めています。保護者から相談の申し出があった場合は、別途時間をとり、落ち着いた環境で話をしよう配慮しています。相談内容はイヤイヤ期やトイレトレーニング、かんしゃく、言葉遣い、就学のことなどがあり、保育所の専門性を生かした支援を行っています。園長は玄関に出て日常的に保護者に声をかけをするようにし、意識的に保護者と話をする機会を設けています。必要に応じて園長が担任の面談に同席したり、助言を行うなど、職員へのサポートも行っています。相談記録については、未整備ですが、相談が多い保健関係の記録から整備を進めており、与薬預かり時の相談記録は作成済みで、個人ファイルに綴じています。今後、一層の記録の整備を進め、職員間の共通理解による効果的な支援の推進が期待されます。</p>	

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、毎日一回、着替えの際には子どもの身体の状態を視診しています。また、大人に怯えたり、警戒するなどの子どものサインや、送迎時の保護者や子どもの印象に変わった様子がないか、などに注意を払うように努めています。虐待等権利侵害が疑われる事案が発生した場合は、職員間で共有したのち、保護者に事実確認を行います。確認後に権利侵害の疑いが残る場合は児童相談所に通告し、情報共有を図りながら連携して援助を行っています。今後に向けては、「子ども虐待防止マニュアル」を用いた職員研修を実施し、虐待等権利侵害への理解を促すと共に早期発見、早期対応に向けてさらなる対応力の強化が望まれます。</p>	

### A-3 保育の質の向上

<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 各クラスでは自己評価から、現在の子どもの姿や問題点を挙げ、担任間で子どもへの関わり方や言葉のかけ方などを細かく話し合い、保育実践の改善に取り組んでいます。月案や週日案など指導計画への自己評価では、子どもの育ちや自らの保育を捉える視点を踏まえた振り返りを行っています。例えば0歳児の月案、週日案の自己評価では、友だちとの関わりや自己主張が増え、玩具の取り合いが増えている子どもの姿を捉え、保育士が見守り仲立ちとなってじっくりと言葉を代弁していく関わりが必要を挙げています。2歳児の月案では、保育士が子どもの興味関心を広げられるように子どもをよく観察し、素材や環境をタイムリーに用意できたことで、子ども同士で遊びこむことができた、と振り返りを行っています。今後、保育士が行う保育実践の振り返り（自己評価）を保育所全体の自己評価につなげる仕組みを整え、組織的・継続的な保育の質の向上への取組が期待されます。</p>	